

Weekly Report

第 763 号

令和6年9月17日

知っておきたい遺言書の基礎

遺言は自身が亡くなった後に財産をどのように受け継いでほしいかを意思表示するもので、基本的に遺言書の内容に基づいた財産の分配が行われます。

◆遺言書の種類とメリット・デメリット

遺言書には主に次の3種類があり、それぞれメリット・デメリットがあります。

◎自筆証書遺言……本人が遺言の全文を手書きで作成する遺言書です（財産目録はパソコン等で作成可能）。費用がかからず手軽に作成できますが、不備により無効となる場合や自宅で保管していれば偽造や改ざんなどのおそれもあります。また、遺言者が亡くなった後、遺言書を開封する際は家庭裁判所に提出して検認を受ける必要があります。

なお、令和2年7月から自筆証書遺言書を法務局に預けることができる「自筆証書遺言書保管制度」が利用できます。この場合、検認手続は不要です。

◎公正証書遺言……公証役場等で遺言の内容を公証人に述べて、公証人がその内容を記載して作成する遺言書です。その際に2人以上の証人の立ち会いが必要となり費用もかかりますが、遺言書が無効になるリスクは低く、公証役場で保管されるため改ざん等のおそれはありません。また、家庭裁判所での検認も不要です。

◎秘密証書遺言……公証役場で2人以上の証人の立ち会いの下、遺言の内容を秘密にしたまま遺言書の存在のみを公証人に証明してもらう遺言書です。作成した遺言書（自書以外も可能）の内容を第三者に知られませんが、不備があれば無効になるおそれがあり、本人が保管する必要があります。また、開封する際は家庭裁判所での検認手続が必要です。

税務上、貸倒損失として認められる場合

取引先の経営不振や倒産などにより売掛金などの債権が回収不能となった場合、税務上、貸倒損失として損金に算入できますが、貸倒損失として計上するには客観的な事実が必要となります。

貸倒損失として認められるのは、①法的手続きや債権者集会の協議などで金銭債権が切り捨てられた場合（法律上の貸倒れ）、②債務者の資産状況、支払能力等から金銭債権の全額が回収できないことが明らかになった場合（事実上の貸倒れ）、③継続的な取引を行っていた債務者との取引停止から1年以上経過した場合など（形式上の貸倒れ）、に該当することが必要です。なお、③は売掛債権に限り認められ、貸付金等は含まれません。

会社が交通反則金を負担した場合は

今月21日～30日まで「秋の全国交通安全運動」が実施されます。近年は、運転中にスマートフォンなどを使用する「ながらスマホ」による事故が増加していますので、改めて安全運転を徹底しましょう。

なお、従業員等が業務中に駐車違反等の交通違反を起こして課せられた反則金を会社が負担した場合、罰金等に該当するものなので損金にはなりません。ただし、レッカー移動された場合のレッカー代や保管料などは、損金に算入できます。